令和5年度　公文書開示（4月分）総務局

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R5.3.20	R5.4.3	・会計年度任用職員業績評価実施要項 ・会計年度任用職員業績評価実施細目 ・会計年度任用職員業績評価書 ・会計年度任用職員の業績評価実施にあたってのFAQ	18	1															総務局人事部制度企画課
2	R5.3.22	R5.4.5	・令和元年度　休職者数 ・令和２年度　休職者数 ・令和３年度　休職者数 ・知事部局退職者数まとめ（令和元年度～令和３年度）	4	1															総務局人事部人事課
3	R5.3.25	R5.4.6	決算・会計・契約に関わる、改善や指導のために発行・受理された２０２２／１１／２～２０２３／２／２８までの文書の一切。 返信が必要な書類は3/25までの返信されたものを含む。 対象は、東京都の令和3年度～5年度助成事業及び、委託事業。					1											当該公文書は、実施機関において作成及び取得しておらず、存在しないため。	総務局総務部情報公開課
4	R5.3.1	R5.4.6	審査請求書及びその添付書類 補正回答書 ご連絡と題する書面 反論書及びその添付書類 再反論書 弁明書及びその添付書類 証拠書類の再提出について 再弁明書 審査請求書の補正について 審理員の指名について 弁明書の提出について 弁明書の送付について 証拠書類の再提出について 証拠書類の送付について 反論書の送付について 再弁明書の送付について 再反論書の送付について	137		1						1	1		1				(条例第7条第3号) 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため (条例第7条第4号) 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため (条例第7条第6号) 審査請求事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局総務部法務課
5	R5.3.13	R5.4.10	・新型コロナウイルス感染症対策関連経費に係る調査表 （令和３年度分・区市町村ごとの個表）	124	1															総務局行政部区政課 総務局行政部市町村課
6	R5.4.7	R5.4.11	⑴ 三宅島林道維持工事（単価契約） 工事設計書、経費計算書、種別内訳書、代価明細表 ⑵ 三宅島林道維持委託（単価契約） 工事設計書、経費計算書、種別内訳書、代価明細表	277	1															総務局三宅支庁産業課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
7	R5.2.13	R5.4.14	甲イ第52号証　甲イ第53号証　甲イ第54号証 甲イ第55号証　甲イ第56号証　甲イ第57号証 甲イ第58号証　甲イ第59号証　甲イ第60号証 甲イ第61号証　甲イ第62号証　甲イ第63号証 甲イ第64号証　甲イ第65号証の１　甲イ第65号証の２ 甲イ第66号証の１　甲イ第66号証の２　甲イ第66号証の３ 甲イ第66号証の４　甲イ第66号証の５　甲イ第66号証の６ 甲イ第67号証　甲イ第68号証　甲イ第69号証 甲イ第70号証の２　甲イ第71号証の１　甲イ第71号証の２ 甲イ第71号証の３　甲イ第71号証の４　甲イ第76号証の２ 甲イ第77号証　甲イ第78号証　甲イ第80号証 甲イ第81号証　甲イ第82号証　甲イ第83号証 甲イ第84号証　甲イ第86号証　甲イ第89号証 甲イ第90号証　甲イ第91号証　甲イ第95号証の１ 甲イ第95号証の２　甲イ第96号証　甲イ第97号証の10の１ 甲イ第97号証の10の２　甲イ第99号証　甲イ第100号証 甲イ第101号証の１　甲イ第101号証の２　甲イ第102号証の１ 甲イ第103号証　甲イ第104号証　甲イ第105号証 甲イ第106号証の１　甲イ第106号証の２　甲イ第106号証の３ 甲イ第107号証　甲イ第108号証の１　甲イ第108号証の２ 甲イ第108号証の３　甲イ第109号証　甲イ第111号証 甲イ第113号証　甲イ第118号証　甲イ第119号証 甲イ第121号証　甲イ第122号証　甲イ第123号証 甲イ第124号証　甲イ第125号証　甲イ第126号証 甲イ第127号証　甲イ第128号証　甲イ第129号証 甲イ第130号証　甲イ第131号証　甲イ第132号証 甲イ第133号証の１　甲イ第133号証の２　甲イ第134号証の１ 甲イ第134号証の２　甲イ第134号証の３　甲イ第135号証の１ 甲イ第135号証の２　甲イ第135号証の３　甲イ第136号証の１ 甲イ第136号証の２　甲イ第136号証の３　甲イ第137号証 甲イ第138号証　甲イ第140号証　甲イ第141号証	1151	1																総務局総務部法務課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
8	R5.2.13	R5.4.14	甲イ第70号証の１　甲イ第71号証の５　甲イ第72号証 甲イ第73号証　甲イ第74号証の１　甲イ第74号証の２ 甲イ第74号証の３　甲イ第75号証　甲イ第76号証の１ 甲イ第79号証　甲イ第85号証　甲イ第87号証の１ 甲イ第87号証の２　甲イ第88号証　甲イ第92号証 甲イ第93号証　甲イ第94号証　甲イ第97号証の１ 甲イ第97号証の２　甲イ第97号証の３　甲イ第97号証の４の１ 甲イ第97号証の４の２　甲イ第97号証の５　甲イ第97号証の６の１ 甲イ第97号証の６の２　甲イ第97号証の６の３　甲イ第97号証の７ 甲イ第97号証の８　甲イ第97号証の９　甲イ第97号証の10の３ 甲イ第97号証の11　甲イ第97号証の12　甲イ第97号証の13 甲イ第98号証の１　甲イ第98号証の２　甲イ第102号証の２ 甲イ第110号証　甲イ第112号証の１　甲イ第112号証の２ 甲イ第114号証の１　甲イ第114号証の２　甲イ第115号証 甲イ第116号証の１　甲イ第116号証の２　甲イ第117号証の１ 甲イ第117号証の２　甲イ第117号証の３　甲イ第117号証の４ 甲イ第117号証の５　甲イ第117号証の６　甲イ第117号証の７ 甲イ第117号証の８　甲イ第117号証の９　甲イ第117号証の10 甲イ第117号証の11　甲イ第117号証の12　甲イ第117号証の13 甲イ第117号証の14　甲イ第117号証の15　甲イ第120号証の１ 甲イ第120号証の２　甲イ第139号証　原告第３準備書面 文書提出命令申立書　原告第４準備書面 上申書（第４準備書面の誤記訂正について） 原告第５準備書面　原告第６準備書面 閲覧等制限の申立て　原告第７準備書面 上申書（第７準備書面の誤記訂正について）　原告第８準備書面 訴えの変更申立書（第３事件）　原告第９準備書面 原告証拠説明書（５）　原告証拠説明書（６） 原告証拠説明書（７）　原告証拠説明書（８） 原告証拠説明書（９）　原告証拠説明書（１０） 原告証拠説明書（１１）	1144		1				1	1	1	1		1				（条例第7条第1号） 法令の定めるところにより、公にすることができないと認められるため。 （条例第7条第2号） 特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが権利利益を侵害するものであるため （条例第7条第3号） 法人等に係る情報で、公にすることにより法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるため （条例第7条第4号） 犯罪の予防や秩序の維持に支障をきたすおそれがあるため （条例第7条第6号） 訴訟事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	総務局総務部法務課
9	R5.4.12	R5.4.20	令和５年度小笠原単価基準（令和５年４月１日適用）	17	1															総務局行政部振興企画課
10	R5.2.26	R5.4.21	平成２８年度以降の各年度毎に、東京都社会保険労務士会が行った都予算に対する意見・要望に対し、その事業化などの適否等又は具体的予算措置等を検討した内容等が分かる、全ての資料（意見・要望の聴取後に行った東京都社会保険労務士会との会議や打合せに係る議事録等の資料や、庁内における会議の議事録等、起案文等を含む）。					1											請求に係る公文書は、実施機関では作成しておらず、存在しないため。	総務局総務部グループ経営戦略課
11	R5.4.10	R5.4.24	ア　文書授受簿（政策企画局分） イ　都知事宛て文書各局配布簿（特殊郵便）令和5年３月３日分	2		1					1								（条例第7条第2号） 特定の個人を識別することができるため	総務局総務部文書課
12	R5.4.14	R5.4.28	株式会社〇〇の代表取締役である〇〇がコロナ対策リーダーを務める飲食店の一覧						1										開示請求に係る公文書が存在しているか否か答えるだけで東京都情報公開条例第７条第２号に該当する個人に関する情報で特定の個人を識別することが出来る情報を公にすることになるため、東京都情報公開条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしない。	総務局総合防災部防災管理課
13	R5.4.17	R5.4.28	都が所有する文書（メール含む）で「一般社団法人〇〇」「株式会社〇〇（東京都〇〇区〇〇：旧住所東京都〇〇区〇〇）」、株式会社〇〇（東京都〇〇区〇〇）に関するすべての文書。同法人に業務等（抗体検査に関するものを含む）を委託もしくは助成、補助等をした際の全ての文書を含む。なお、情報公開法第４条の２により行政機関の長は、補正に際して開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないと定めていること、また情報公開法第２２条により行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとすると定められていることを申し伝えておく。					1											当該公文書は、実施機関において作成及び取得しておらず、存在しないため。	総務局総務部情報公開課